

日米司法制度の相違がもたらす 知的財産紛争への影響 ～最近の日米特許紛争を通じて～



元大阪大学大学院講師
西口 博之

目次

- I. はじめに
- II. 日本企業の対米ビジネスに於ける司法リスク
 - 1. 対米ビジネスでの訴訟の可能性
 - 2. 米国での訴訟ケースの問題点
- III. 裁判前証拠収集方法としての証言録取
 - 1. ディスカバリー制度
 - 2. 証言録取（デポジション）
- IV. 証言録取への対応
 - 1. 日本人証人と証言録取
 - 2. 証言録取のガイドライン
- V. おわりに

I. はじめに

昨年3月のダウンゴ対FC2事件の最高裁による（修正属地主義の）初判断により、今後ダウンゴ事件以外の日米特許法紛争の議論も益々熱の入ったものとなることが予想される。

それは、同じノーベル賞の受賞者である中村修二博士並びに本庶佑博士とのケースで日米司法制度の相違が表面化しつつあるからである。

これらの事件では、本庶佑博士グループとダナファーバ研究所、中村修二博士と日亜化学と、謂わば共同発明の仲間同士の争いでありお互いにその裁判で日本の司法制度の欠点がとりわけディスカバー・プロセスの有無を中心に明らかになっている。

それは、2017年の一橋大学で行なわれた中村修二博士による「日本の未来と文理融合」なるセミナーで日本の司法制度の問題点として、日本では米国にあるディスカバー（証拠開示義務）とデポジション（証言録取）が無く「準備書面」にだけであり、その根拠は「利益衡量判決」であり、また偽証罪がない。